平成２２年（フ）第４８７４号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目２番１―307号
債務者　菴原　規晶
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９０１号
大阪市住吉区万代東２丁目２番29号万代東マンション203号
債務者　山口　義典
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９０２号
大阪府寝屋川市萱島信和町29番26号
債務者　吉原　幹夫
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９０６号
大阪市西成区玉出東２丁目３番21―303号
債務者　末岡　章弘
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９１３号
大阪市中央区東心斎橋１丁目６番23号　清水町会館５Ｆ
債務者　田中　豊代
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４９３号
大阪府藤井寺市沢田１丁目31番13号　藤野マンション102号室、住民票上の住所大阪府富田林市若松町３丁目２番37号
債務者　岩佐　清美（旧姓熊野）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６３４号
堺市美原区太井600番地８
債務者　漆原　　明
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６３５号
堺市美原区太井600番地８
債務者　漆原　妙子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６６７号
堺市北区百舌鳥陵南町１丁83番地１　上野芝ジャスティライフ701
債務者　森田　千尋
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６８８号
大阪府松原市阿保５丁目２番16号
債務者　小細工工務店こと　小細工敏史
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８０２号
堺市西区鳳中町10丁12番地３　やかた南浜寺303号
債務者　中熊恵美子（旧姓深谷）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８２６号
堺市北区新金岡町４丁４番９―201号
債務者　岡村　映二
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南３丁目１番地８　グリーンステージ杉戸高野台弐番館510
債務者　宮本　　潤
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
埼玉県秩父市大野原3180番地９
債務者　荒舩　俊子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
新潟県見附市石地町乙85番地
債務者　渡邉　由佳
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
愛知県一宮市常願通３丁目４番地２　常願ハイツＡ―102号
債務者　中條　裕矢
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２３５号
岡山県浅口市寄島町16091番地26
債務者　片岡　真子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係